

消費税には申告・  
納付期限<sup>(※1)</sup>  
があります。



申告・納付には  
e-Tax が  
利用できます。

# 消費税の期限内納付を 忘れずに。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

**期限内納付のための納税資金の  
積立てをお願いします!**<sup>(※4)</sup>

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

| 直前の課税期間の<br>確定消費税額 <sup>(※3)</sup> | 申告・納付回数                                |
|------------------------------------|--|
| 4,800万円超                           | 年12回<br>(確定申告1回、中間申告11回)               |
| 400万円超<br>4,800万円以下                | 年4回<br>(確定申告1回、中間申告3回)                 |
| 48万円超<br>400万円以下                   | 年2回<br>(確定申告1回、中間申告1回)                 |
| 48万円以下                             | 年1回 <sup>(※5)</sup><br>(確定申告1回、中間申告不要) |

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



さらに詳しくはWEBへ

国税庁 消費税

検索

